

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための課外活動指針

令和2年7月10日制定
令和2年10月1日改訂
令和3年1月1日改訂
令和3年1月19日改訂
令和3年4月5日改訂
令和3年7月1日改訂

本指針は、新型コロナウイルスの感染防止のため、本学の課外活動団体が学内及び学外の施設・設備を利用して行うすべての活動において従うべき対策を示すものである。

課外活動団体は、感染症拡大の状況に応じて、以下に掲げる対策を講じること。本学は、各課外活動団体の対策を確認し、必要な取組がなされていないと判断する場合には、この指針に従って、規模、時間、参加人数、範囲等縮小又は制限等するよう求め、従わない場合には、課外活動の制限、又は再開を許可しないことがある。なお、課外活動への参加は活動する本人の自主性によって決定され、参加しなくても本人に不利益が無いよう、また団体が参加を強要することの無いようにすること。

【I：活動について】

1. 課外活動団体は、顧問と協議のうえ、所定の様式で課外活動計画と活動中の感染防止策を作成し、学生課学生支援係に届け出ること。大学の許可が降りた団体から活動すること。
2. 各団体の活動状況・環境にあった十分な感染や感染拡大の防止対策の下で、人数・活動場所・時間・活動形態等を一定程度制限した活動をすること。
3. 各団体の活動計画、各種ガイドライン等の内容を参加者に十分理解させること。
4. 活動参加者は各自検温し、体調管理を徹底する。体調不良時は参加を見合わせること。
5. 体調不良者が発生した時は、適切に報告をすること（同居家族含む）。
 - 1) 体調不良となった参加者は、速やかに所属課外活動団体に連絡すること。
 - 2) また課外活動団体は参加者の体調不良を知った時は直ちに学生課に連絡すること。
6. 当日活動に参加した者（指導者を含む）のリストを作成すること。大学から提出を求められた場合は速やかに提出すること。
7. 外出や運動の長い自粛期間を経て、心身のコンディションが低下している可能性がある。
十分な感染防止策を講じたうえで、段階的に活動を再開する計画を作成し、怪我等の防止に努めること。

【II：参加者について】

8. 3密を回避すること。
 - 1) 密閉：常時換気、できなければこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）換気
 - 2) 密集：人との間隔をなるべく空ける 呼気が激しくなる活動時は特に注意
 - 3) 密接：人の接触をなるべく避ける やむを得ない場合はマスクを着用する
9. せっけんでこまめに手を洗い、ドアノブなど多数が触れる箇所は消毒すること。
10. 可能な限りマスクを着用し、咳エチケットを励行すること。
11. 水分補給用のボトルの回し飲みなど、用具等の共用は控えること。
12. 更衣室、ロッカールーム使用時は、時間を区切り少人数で利用する等3密を回避すること。
13. シャワールーム、トレーニングルームは原則使用しない。
14. 観客は原則入れず、大声での声援や、不必要的会話を控えること。
15. 他大学、他団体との対面での合同練習等の交流（学外生の活動参加含む）は屋内外及び学内外を問わず禁止。

【III：学内施設の利用について】

16. グラウンド、屋内施設等の使用人数を制限して活動すること。

学内の屋内施設においては、複数団体の使用が重なることの無いよう学生課で厳重な予約管理を行う。

体育会長、文化会長で取りまとめて施設利用リストを作成し、学生課に提出すること。

体育施設においては、体育館「手前」「奥」、武道場「畳」「床」、グラウンド「野球」「ソフト」「陸上」「ラグビー」「サッカー」の利用区分ごとに使用可とする。